

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	5	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の支払い期限の見直し

提案団体

直方市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第10条に規定される支払期限(15日以内)について、第14条で地方公共団体のなす契約についても準用するとされているが、地方公共団体については、契約に係る書面の有無を問わず第6条と同様の「工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日」に統合することを求める。

具体的な支障事例

2025年度の年末年始(2025年12月27日(土)~2026年1月4日(日))を例に挙げると、12月19日(金)に請求書を受理した場合、法第10条に基づく「15日以内」の期限は2026年1月2日(金)となる。しかし、閉庁期間を考慮すると、実質的な処理可能日数は12月26日(金)までの「6日間」に限定される。この極めて短い期間に、所管部署での請求内容の審査から会計部門の審査、支払実行までを完結させることは物理的に困難であり、事務ミスを誘発する要因となっている。

また、総務省の「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進のためのガイドブック(令和2年3月)」では、103ページにおいて年次有給休暇の取得促進等が強く推奨されている。しかし、上述のようなケースにおいて、当市のような小規模自治体では、法遵守のために職員が休暇を返上して出勤せざるを得ず、国が進める働き方改革を踏まえた職員のワークライフバランスの実現を阻害している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

支払期日を拡大することで支払事務の集約化・効率化を実現でき、行政コストの削減や公金支出の正確性向上につながる。また、支障事例に見られるような物理的限界の解消による職員のワークライフバランスの実現につながる。

なお、民間企業間取引では、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第2条の2において下請代金の支払期日が「60日以内」と規定されていることや、「月末締め翌月末払い」等の商習慣と比較して劣る内容ではないことから、本改正による民間事業者への影響は小さいものとする。

根拠法令等

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第10条、第14条、昭和25年4月7日理国第140号「政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針」第15

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、富谷市、浜松市、久米南町、三原市、大野城市、長与町、熊本市、出水市

○当市においても金融機関等へ支払を依頼しなければならない期限(4日前)や様々な事務整理で時間に追われる問題などがあり、請求書を受理した日から15日以内に支出を行うことは物理的に困難なため、支払期限の見直しを行っていただきたい。

○年末年始に限らず、15日以内に支払うには、10営業日程度での処理が求められ、指定金融機関へのデータ転送等を考慮すると、所管部署での支出命令手続きから会計部門での審査、支払実行まで5~6営業日しかなく、事務ミスや支払漏れのリスクが大きい。

○当市では支払日の7営業日前を所管課の伝票提出期限とし、指定金融機関への支払い依頼期限の支払日2営業日前までに審査を終わらせる必要があるが、月3回の支払日ごとに毎回数百件の伝票を処理する必要があり、所管課の伝票提出期限をさらに後ろ倒しすることは難しい。そうすると15日以内に支払いを完了させるためには、所管課の伝票作成にかけられる期間は2~3日程度しかない。また、請求書への押印省略の制度を整え、電子上での請求書を受理も可能としてはいるが、依然として紙請求が大半となっているため、郵送にかかる期間を考慮すると、定例支払日では対応できない支払いが発生する。加えて、短い期間での伝票作成、審査はミスを誘発する要因ともなり、指定金融機関へ予定外の対応依頼も生じている。

○当市においても、予算執行課から会計部門に至る審査・支払処理を期限内に完了させることが難しい状況が続いており、その結果、事務処理ミスとそれに伴う遅延損害金が発生するリスクが高まっている。なお、やむを得ず支払が遅延する場合であっても、事前に債権者へ確認を行うことで、多くの場合、了承をいただいている。

○2026年のゴールデンウィーク(5月2日~5月6日)の例を挙げると、5月1日に請求書が所管課に届いた場合、指定金融機関への受け渡し期日等の関係から、会計室への伝票到達期限(5月14日支払分)は5月7日となる。連休を間に挟む中、所管課の伝票の精査及び会計室の審査、内容次第に寄っては他課の合議も必要となり、非常にタイトなスケジュールとなる。請求書を受理後に長期連休があると、支払処理自体が困難な場合がある。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	104	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

強制徴収公債権の徴収事務における税務情報開示に係る守秘義務解除の明確化

提案団体

唐津市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 231 条の3第3項が規定する、いわゆる「強制徴収公債権」の徴収事務に際し、国、県または地方公共団体等が保有する税務情報の開示に応じるよう守秘義務の解除の明確化を求める。

具体的な支障事例

当市では、介護保険料や後期高齢者医療保険料などの強制徴収公債権について、所管課から徴収事務の一部移管を受け、市税との一体的な徴収を実施しており、市税滞納者の個人情報(税務情報)に関しては「平成 19 年3月 27 日付け総税企第 55 号『地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について』(総務省自治税務局企画課長通知)」に基づき同一団体内で相互利用している。

一方、他団体との間においては税の守秘義務を解除できる明許規定がないため、国税徴収法第 146 条の2により協力を求めても情報開示を拒まれている状況である。

なお、調査対象者に市税の滞納がある場合、市税徴収のためであれば開示に応じてもらえるが、当該税務情報を税外債権の徴収のために利用すれば目的外利用となるため、一体的な徴収の支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同一団体内において市税との一元的な情報管理及び相互共有が実現でき、徴収事務の効率化と情報管理の適正化が図れる。

また、国、県および地方公共団体間における租税・公課の垣根を超えた滞納者情報の相互利用を推進することで、より一体的な徴収環境を構築でき、租税と強制徴収公債権の全体的な徴収率向上が期待できる。

根拠法令等

国家公務員法第 100 条、国税通則法第 127 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、いわき市、さいたま市、柏市、相模原市、豊田市、枚方市、箕面市、熊本市

○平成 30 年度提案募集を踏まえ発出された平成 30 年 12 月 25 日付け保国発 1225 第 3 号通知により、国民健康保険料の滞納処分に必要な財産情報の連携について一定の整理が図られた。

一方で、当該連携は財産情報の収集に限定されており、納付相談、生活困窮者支援、分納調整等を含む滞納整理業務全般における情報連携はなお十分とはいえず、徴収業務に支障が生じている。

このため、生活困窮者への早期支援及び滞納整理事務の効率化の観点から、法令上の整理を踏まえつつ、租税及び強制徴収公債権に係るより広範な情報連携及び一体的対応を可能とする制度的環境の整備を求める。

○当市では他市照会において滞納者の市税・公課の調査をする際、地方税法第 20 条の 11 を根拠法令としている。

しかし公課においては地方税法第 20 条の 11 では回答不可との返答が来ることもあり調査に支障が発生している。

今後は国税徴収法第 141 条も根拠法令として併記したうえで照会を行うが、それでも回答不可となると徴収事務に影響が及ぶことが考えられる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	129	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

補助事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告制度に係る運用の統一化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省庁

財務省

求める措置の具体的内容

補助事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告制度に関し、国(財務省)による全国統一的な運用※を求める。
(※返還が生じない場合の整理、返還額の算定手順、統一的な様式の設定等。あるいはガイドラインの作成と国ホームページへの掲載、報告プロセスのデジタル化など)

具体的な支障事例

補助金を受けた事業者が消費税の課税事業者で、消費税の確定申告に際し補助金に含まれる消費税分(仕入控除税額)を控除した場合、当該分の補助金を返還させる必要がある。
この仕入控除税額を把握する業務は、補助事業を行う場合、省庁や自治体を問わず必要となるにも関わらず、全国的な業務の標準化が図られていない現状は補助する側、補助を受けた側、双方にとって非効率なものとなっている。
具体的には、以下のような支障が発生している。
①補助金の返還が生じない場合でも補助事業者からの報告行為が必要なことから、補助事業者に対する提出勧奨事務が生ずるが、補助実施者は消費税制度に詳しくないため、消費税制変更等(最近では令和5年10月からのインボイス制度の導入など)を適切に反映した対応が難しい。
②仕入控除税額をあらかじめ補助金から控除して交付することを原則とする環境省の例もあるが、正確性を期すには補助事業者が消費税の確定申告をした後でないと処理ができない。通常、補助事業完了日の属する年度の翌々年度に発生する業務となり、この業務を想定した職員措置がされていない場合がある。
③補助実施者ごと報告方法や報告様式、必要となる添付書類(消費税確定申告書、計算内訳書等)が異なり、補助事業者に過大な事務を強いている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助実施者(省庁・自治体)及び補助事業者双方の事務負担の軽減
補助実施者及び補助事業者双方の本業務を遂行する上での信ぴょう性・安心感の醸成
補助制度や税負担に対する国民の信頼感の向上

仕入控除税額報告に関し、消費税の制度変更等へのタイムリーな対応が可能

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、前橋市、横須賀市、高槻市、三原市

—

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	169	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

公的年金源泉徴収票等の作成時においてマイナンバー情報連携による扶養控除等の確認を行うこと

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を日本年金機構等が情報提供ネットワークシステムを活用して把握し、公的年金等受給者の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書の作成時において扶養控除等の適用の適正化を図ること。

具体的な支障事例

年金所得者における配偶者控除の適用や扶養控除等の適用には、扶養親族等申告書を適用年の前年の10月頃に各年金所得者に送付され、その届出に基づき適用されている。その中で、亡くなった配偶者や親などの親族をそのまま修正せず届け出される方が一定数見え、そのまま適用されたまま所得税の計算が行われている。次に市区町村には、その誤った配偶者控除や扶養控除等の状況の公的年金等の支払報告書が届くため、死亡者の適用を否認して処理している。当市においてはチェックリストを作成し、否認する作業を行う手間が発生しており、場合によっては、そのまま適用し、対象者とのトラブルともなるケースもある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特に無し。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

死亡しているにもかかわらず配偶者控除や扶養控除等を適用してしまっている方のチェックを行わなくて済むようになり、事務手続きの簡略化が図れる。また、対象者との不要なトラブルを避けることができる。

根拠法令等

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第203条の6
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第317条の3の3
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、豊橋市、半田市、豊田市、城陽市、寝屋川市、芦屋市、広島市、都城市

- 扶養控除等の適用に係るチェック事務に多大な時間を必要としている。
- 事務チェックの簡略化が図られる。
- 当市においても年金所得者の扶養控除に関するチェックなど事務的負担が大きい部分がある。情報連携の活用のメリットは期待できる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	276	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止

提案団体

中核市市長会、茨木市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

所得税等軽減のための以下の市区町村発行証明の廃止

- ①住宅用家屋証明書
- ②住宅耐震改修証明書

具体的な支障事例

①認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」(当該認定住宅のもの)等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。また、中古の長期優良住宅を購入した場合、中古物件の取扱いにしかならず、長期優良住宅での家屋証明は発行できないにも関わらず、税務署から市役所で長期の家屋証明を取得するようにと案内されたと相談される事例もある。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

②まず前提として、市区町村は住宅耐震改修の設計、監理、確認を行う機関ではない。住民が住宅の耐震改修を行ったとしても、市区町村に対して報告義務はなく、自治体側でどこの家屋が耐震改修工事を行ったかまでは把握していない。証明を受けるためには申請者が工事費内訳や工事内容等がわかる書類を市区町村に提出する必要があるが、市区町村が工事や現場監理をしている工事でないものを事後書類のみで耐震工事だと確認するのは難しい。工事を設計した建築士等以上に工事内容を証明ができる機関はなく、建築士が証明できる取扱いになっているのに、わざわざ市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

市区町村から耐震改修補助金を受けている場合など、市区町村が工事費等を把握しているものもあるが、耐震改修と同時に耐震とは関係ないリフォーム工事を行っていることがある。その場合の一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。また、全国的に同様の按分計算をしているかも自治体では把握していない。国税という全国统一基準で公平な負担が求められるものに対し、自治体によって証明する内容が異なるかもしれないものを提出させるのは甚だ疑問である。

国税の軽減措置のために市区町村の証明を添付させる必要があるなら、市区町村で証明可能なものなのか実際の実務を担う市区町村に確認の上で制度設計していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村及び申請者の負担が軽減される。

根拠法令等

租税特別措置法 第 41 条 19 の 2 、第 41 条 19 の 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、城陽市、寝屋川市、姫路市、斑鳩町、鹿児島市

○認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」（当該認定住宅のもの）等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

○登記の内容や家屋の種別によって申請者に提出を求める書類や市区町村が確認する事項が異なるため、申請者及び市区町村にとって非常に煩雑であり、書類の提出漏れも多い。そのため窓口で申請者とトラブルになる事案も発生するなど対応に苦慮している。当市においては当該交付事務を税務部門で実施しているが、交付件数も多く大きな負担となっている。

○特に①に関して、当市においても、家屋を建築（購入）時に業者を通じて既に住宅用家屋証明書を取得しているが、本人がそのことを把握しておらず再発行を行うこととなり事務の負担となっている。

○②について、『一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。』という指摘に類似しているが、とにかく判断基準の提示が不足しており判断に迷いが生じる。

（例）

・要件として「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること」とあるが、既増築部分がある場合の考え方が示されていないため、対象外なのか、按分するのか、按分の方法は、といった疑問がある。

・税額控除対象額について、「木造住宅の基礎に係る耐震改修」は「当該家屋の建築面積」を乗じるとなっているが、ほんの 1m の基礎を作っただけでも対象としてよいのか、判断に迷う。

・税額控除対象額について、「木造住宅の屋根に係る耐震改修」は、屋根のこういった工事が耐震改修とみなされるのか判断に迷う。

○①住宅用家屋証明書について、税額控除を申請する際に本証明書の提出を求めている明確な理由が分からないため、国から理由が示されない状況であれば賛同する。

○本市による住宅耐震改修証明書の交付は、本市から耐震改修補助金を受けている場合のみに限られ、また、工事を設計した建築士が証明できる取扱いになっているため、市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

○税務署から市役所を案内されたということで窓口に来られる方が多く、添付書類が足りずに交付できないケースや、要件を満たしていないケースが多く見受けられる。

また、税務署から案内される方の中には既に証明書を取得している方も多く、そのことに気づかず再度申請する場合があるため、市民に過度な負担を強いることになっている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	288	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)の機能向上

提案団体

東京都、新潟県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、財務省

求める措置の具体的内容

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)について、以下の改善を提案する。

- ①OCRの読み取り精度の向上
- ②債主内訳がある決議書のOCR読み取りが可能となる機能の追加
- ③OCRで読み取った情報(決議書の調査に必要な項目)について、各書類との整合性を自動的に判断する機能の追加
- ④J グランツ等と連携し、各種書類のスキャンやアップロードの作業を軽減

具体的な支障事例

【支障事例】

本システムは、官庁会計の事務処理における決裁業務や、会計検査院への計算証明書類の提出業務、及び計算証明書類の行政文書管理業務をシステム化し、事務負担の軽減、業務の効率化を目的としている。しかしながら、本システムでは各決議書の調査を行うにあたって、画面での目視確認を前提としているため、現状では紙で行う方が事務負担が少ない。特に債主内訳があり、債権者が複数となる決議書は、OCR読み取りができず、添付文書をすべてダウンロードして、かつ目視で確認しなければならず、大きく支障が生じる。また、OCRの読み取りにおいては、誤字脱字やエラーが多く、正確性が担保できないため、添付文書を画面上で目視確認する必要があり、事務負担が大きい。加えて、起案毎に各書類をアップロードすることや、紙ベースの書類の場合はスキャンをしたうえでのアップロードとなることも踏まえると本システムの活用に踏み切れない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

OCRの読取精度が向上し、かつ書類チェックの整合性を自動的に判断する機能が追加されることで、支出決定のための調査時間が大幅に短縮される。また、J グランツ等外部システムと連携が進むと各種書類のアップロードやスキャンの業務を減らすことができ、書式が統一されることも期待できる。書式の統一化はOCR読取などの精度向上にも寄与すると考える。こうしたことが実現されることで本システムの活用への障壁がなくなり、本システムの目的である決裁業務や会計検査院への書類提出のシステム化による事務負担の軽減や業務の効率化

につながる。これによりペーパーレスやはんこレスがより一層進みテレワークなど働き方が多様化される。

根拠法令等

会計法第 48 条、国の債権の管理等に関する法律第 5 条、会計検査院法第 24 条、計算証明規則第 87 条、94 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、宮崎県

—

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	305	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

国有財産法における国有地の無償貸付対象に集会所の敷地を追加すること

提案団体

境港市

制度の所管・関係府省庁

財務省

求める措置の具体的内容

国有財産法第22条第1項に規定されている無償貸付対象に「集会所の敷地」が含まれていないが、公園と同様に公共用地として使用されているため、集会所の敷地を条文に追記していただきたい。

具体的な支障事例

当市が所有している集会所は、自治会が使用及び管理をしている。
集会所の敷地の一部に財務省名義の土地が含まれており、購入または有償貸付を求められている。
集会所に隣接している公園も財務省名義の土地が含まれているが、都市公園であるため無償で借り受けている。
集会所の敷地も公園と同様に公共用地として使用されているため、集会所の敷地も無償貸付をしていただけるように改善をお願いしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

集会所の敷地となっている国有地を無償で活用できることで、自治会活動を通じた地域住民の連帯意識の高揚を図ることができる。

根拠法令等

国有財産法第22条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

越谷市

—

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	313	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省、財務省

求める措置の具体的内容

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加していただきたい。

また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供することを要望する。

具体的な支障事例

市町村においては、固定資産税の課税事務に当たり、地方税法に基づき、原則として登記所から通知される登記事項に基づいて固定資産課税台帳に所有者等を登録している。

しかしながら、現行制度においては、登記事務にマイナンバーを利用することが認められていないため、登記所は登記名義人のマイナンバーを取得しておらず、市町村に通知される登記事項には住所、氏名(検索用情報管理ファイルに新たに記録した場合は出生の年月日)が記載されている。このため、市町村においては、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために多大な事務負担と特定誤りのリスクが生じている。

この問題は固定資産税の課税事務にとどまらず、税や国民健康保険税(料)等に係る滞納整理事務にも及んでいる。現行では、特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として交付する制度(所有不動産記録証明制度)が創設されているものの、当該制度を利用する前提として納税者本人を正確に特定する必要があるため、そもそも個人特定に時間を要し、制度を十分に活用できていない状況にある。

さらに、所有者不明土地の発生防止を目的として、相続登記や住所変更の義務化等が法定されたところであるが、空き家対策、低未利用地の活用、所有者不明土地対策等に取り組む市町村担当部局においても、依然として登記情報のみから所有者等を特定する事務負担は解消されておらず、施策推進の支障となっている。

法人番号については、登記情報と課税情報等との突合に相当の事務を要しているほか、合併、分割、解散等の法人異動を正確に把握できないことに起因する課税誤りや事務遅延が生じる事例も見受けられる。

この点について、令和8年4月1日から、登記所から市町村長への通知事項として会社等法人番号(12桁)が追加されたが、市町村の課税部門においては、法人番号(13桁)を基幹識別子として使用している。

このため、会社法人等番号(12桁)のみの通知では、法人番号(13桁)への変換のために、全国1,700を超える地方団体で別途、変換ツールの実装や変換作業などの事務負担が生じるなど、極めて非効率であるだけでなく、誤突合のリスクが生じるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務をはじめとする市町村の不動産行政全般において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減が図られるとともに、権利者特定の適正化が進むこととなる。その結果、適正かつ公平な賦課徴収の実現に資するほか、所有者不明土地や空き家、低未利用地対策など、人口減少社会において市町村が直面する各種行政課題の解決に大きく寄与することが期待される。

根拠法令等

地方税法第 382 条第 1 項から第 3 項、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3、第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 5、国税徴収法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市

○当市においても、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために大きな事務負担と特定誤りのリスクが生じている。登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減に繋がると考える。

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。また、法人番号を確認する手間がなくなることで調査に係る時間を軽減することができる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	316	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国有財産無償貸付契約に基づく、利用計画変更手続きの簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

財務省

求める措置の具体的内容

- ①当市所有区域における善良な管理者として行う通常維持管理や、行事等の仮設による占用物件については手続きの範囲から除外すること。
- ②国有地における当市所有の樹木や施設等に関して善良な管理者として行う通常維持管理については、利用計画変更の事後届出とすること。
- ③国有地内で行う利用計画変更として申請が必要な行為の明確化。

具体的な支障事例

当市の公園緑地のうち、現在 32 公園において、公園用地を確保するため、財務省関東財務局から国有地の無償貸付を受けている。無償貸付の申請にあたり、関東財務局には利用計画(公園の平面図等)を提出しており、この利用計画を変更する場合には、事前に関東財務局から利用計画変更の承認を受けなければならないこととされている。

利用計画変更の手続きについては、事前に関東財務局担当者に内容を説明し、簡易な変更の場合には利用計画変更届出書の提出、その他の場合には利用計画変更承認申請書を提出し承認を受ける必要がある。

都市公園としての土地利用で借り受けているにもかかわらず、当市の財産である樹木の伐採や遊具の修繕・交換工事など、通常の公園施設の維持管理に係る行為についても、都度関東財務局に対して事前に協議を行い、利用計画変更の申請等を行っている。年間 20 件程度ではあるが、事務手続きに約 80 時間要しており、国有地を含まない他の公園に比べて、事務負担が大きい。

なお、関東財務局から手続きに係る基準が明示されていないため、どの程度の変更が承認の対象なのかわからず、公園内で何らかの行為を行う際にはすべて、事前に関東財務局担当者に確認を行わざるを得ない状況であり、負担となっている。

さらに、関東財務局からは、公園内に一部でも国有地が含まれている場合は、たとえ国有地でない市有地内で作業・工事を行う際にも事前の協議・申請等が必要であるとの指示を受けており、当市の所有する区域での行為について関東財務局に伺いを立てなければならないことは、過剰な関与であるため、運用の改善を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域行事の際等に、国有地の含まれる公園は、その他の公園に比べて、許可手続きに時間を要してしまう。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①地域行事などの手続きの迅速化。
- ②各種事務手続きの時間削減。（年間 80 時間）

根拠法令等

国有財産法、
公園、緑地として貸付中の普通財産の取扱いについて(昭和 47 年5月 31 日付け大蔵省理財局長通達)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、横浜市、寝屋川市

—

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	323	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国から地方公共団体に対する請求の納入期限を一律に 30 日以上とすること

提案団体

浜松市、指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国庫補助金等の返還金等(例:介護保険料の特別徴収返納金、保育対策総合支援事業費補助金の返還金)の国から地方公共団体への請求について、全て納入期限を 30 日以上設けること。

具体的な支障事例

国庫補助金等の返還金等の納入手続きについては、国から納入通知書が届いてから事務処理を行わなければいけないが、納入通知書の原本が当市に到達するまでに時間を有する上、納入期限が実質 15 日程度と短いことで、所管課や会計部門等の関係部署が4日程度で処理する必要があるなど、至急の対応をせざるを得ないため、事務の大きな負担となっている。また、納入期限を過ぎた場合は、延滞金が発生することもある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体にとって、適切な事務処理を余裕をもって行うことができ、負担が軽減される。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条、債権管理事務取扱規則第 13 条第 1 項、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、介護保険法第 139 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、盛岡市、越谷市、横浜市、高槻市、高松市

- 当市においても同様な状態にある。対応するため特別に会計課への提出期限後でも担当部署から提出してもらい、納期限内に支払っている。
- 国庫補助金等の返還金等の納入手続きについて、左記の支障事例の通りであるうえ、当市では納入告知書

を都道府県に発行してもらう必要があるため、より短期間で処理する必要があるうえ、期限に間に合わせるための、都道府県への調整等も負担となっている。

○納入期限が短い中、国からの返還額の確定後、納入通知書や納付書の原本が都道府県から当市に到達するまでに時間を要するため、所管課や会計部門等の関係部署での事務処理時間確保の都合上、職員が都道府県まで直接納入通知書や納付書を取りに行く事態が毎年度発生しており、返還額の大小にかかわらず事務の大きな負担となっている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	365	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

災害対策債についても補助災害復旧事業債と同様に決算済事業費であっても借入ができるようにすること

提案団体

酒田市

制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省、環境省

求める措置の具体的内容

決算済事業費は、基本的に地方債の借入ができないが、施越事業であることを明らかにして起債の同意を受けた補助災害復旧事業費は、例外的に借り入れることができる。
災害対策債についても同様に、決算済事業費であっても借入ができるよう、例外の対象に含めてほしい。

具体的な支障事例

令和6年7月の大雨(激甚災害指定)において、災害廃棄物処理に関する災害査定を受けたところ、事業費見込が1億円を超えたため、環境本省と財務本省による本省間協議が必要となった。
本省間協議に数か月の時間を要したため、国庫補助の交付決定が、令和7年度になった。
その結果、基本的に決算済事業費には地方債を借り入れることができないため、地方負担分に対して起債措置(災害対策債)ができず、通常、元利償還金に対して措置される特別交付税が措置されないこととなった。
具体的には、令和6年度に実施した災害廃棄物処理事業、公費解体事業、宅地に流入した土砂撤去費用などについて、事業費見込 488,150 千円で令和6年 11 月 28 日付で環境省に報告、令和7年8月 25 日に補助対象事業費 364,035 千円(補助金の額 182,017 千円)で交付決定を受けた。
この補助裏に充当可能な災害対策債については事業の実施年度にしか起債協議ができないため、災害対策債 36,400 千円(補助対象事業費の 1/10 相当)の借り入れができず、一般財源での支出となった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体における財政負担の軽減

根拠法令等

災害対策基本法第 102 条、災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、令和5年 12 月改訂)、令和6年度地方債についての質疑応答集(令和6年4月1日)、決算済事業費の財政融資資金地方資金融通上の取扱いについて(昭和 44 年5月 31 日付蔵理第 2310 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、ひたちなか市、越谷市、尾張旭市、鹿児島市

—